

# 新産会



新世代産業研究会 / 発行  
発行責任者 山田 茂 樹  
編集責任者 他 力 博  
平成20年6月1日 発行

共に国際社会を生き抜く、一期一会

<http://www.shinsankai.gr.jp>

## ボウリング大会のご案内



今年度のボウリング大会を以下のように開催します。今期はじめての行事です。会員の皆様はもちろん、ご家族・ご友人・社員の皆様もお誘い合わせてご参加ください。

- 日時 平成20年6月12日(木)午後6:30スタート<集合午後6:00>  
場所 ブランズウィック スポーツ(地図参照)  
参加費 6,000円・・・大人  
3,000円・・・子供(中学生以下)  
参加資格 新産会メンバーとその家族、または知人(社員、親族等)  
ただし、メンバーがその中に参加していること  
食事会 表彰式および食事会を午後8時より下記にて行います。(10時終了)  
「下の一色」(ブランズウィック スポーツの信号をはさんで西)  
名古屋市中区新栄町  
2-45-26  
電話 052-261-3111



**賞品多数!**  
**奮ってご参加ください!**



### \*\*\* 参加申込書 \*\*\*

ボウリング大会に 参加 / 欠席

期 氏名

大人( )人

子供( )人

FAX (052)361-8360  
(株)みずほ合成工業所 後藤敏公 行

## 理事会開催時の講演会（第12回）

講師：公認会計士、税理士 木村真吾氏（木村公認会計士事務所 代表）

今回は35期木村哲也氏（TRA労務コンサルタント/代表）のご令兄に講師をお願いしました。

日時：平成20年5月13日（火）

演題：「新税制、役員報酬等、一部損金不参入他」について

### 1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限規定（H18、H19）

平成18年度税制改正において、「一定の株式を保有する同族法人の役員についてその報酬の給与所得控除額を、損金に認めず法人税の課税標準に加える」という法人税法の改正が可決成立された。しかし、現行の給与所得控除について、抜本の見直しを検討するのならば、中小企業の役員報酬とその他の法人の役員報酬について、税負担に事実上の差別を設け、資金的裏づけのない給与所得控除分を法人所得と認定することは、税理論からも合理性がなく不適格といえる。不合理な税負担を及ぼす当該税制改正の見直しを今国会にも意見書として提出しており、廃止もしくは見直されるものと思われる。

### 2. 損金算入される役員給与の要件（H18）

いままでもできなかったが18年度改正で定期同額給与で期の途中で変更できない。年1回の定時株主総会で役員給与の変更はできるが、著しく経営に影響を与える場合は例外的に期の途中で変更を認める。

また、月ごとに大きく売上変化がある場合は届出制で変動してもよいが、利益連動給与は上場企業では認められているが中小企業は適応外である。

### 3. 減価償却制度の償却可能限度額廃止（H19）

設備投資を促進して新陳代謝の加速するために以下のことが見直されている。

償却可能限度額と残存価額の廃止

平成19年3月31日までに取得した減価償却資産の残存価額の償却について  
一定設備等の対応年数の短縮の縮小（IT分野の製造設備）



木村さんに謝意を述べる山田会長



限られた時間にもかかわらず、わかりやすく話をしていただきました。

私たち中小企業の経営者が現場で困っていることや、相続についてなど、身近な内容でもあり、今回の税制改正のポイントを再認識するよいきっかけになりました。

（34期 他力）

## 予告 次回先輩期生による講演会

日時 6月10日 18:00～（理事会前）

場所 愛知産業貿易館2F A会議室

講師 11期 二村忠則氏（二村機器株式会社 代表取締役）

演題「運？そんなの関係ねえ！！」

最近興味を持たれている運勢についてのお話をさせていただきます。夫婦間の相性、生年月日や手相にまつわる開運のよもやま話など豊富な話題満載です。